北洋銀行職員および関連会社職員の皆さまへ

2020年７月改定版

団体ゴルファー保険募集のご案内

団体割引
25%適用！

この保険商品は、ゴルフプレー中の賠償責任等を補償する保険です。お客さまのご意向に合致している場合は、このパンフレット・加入申込書等の内容をご確認ください。

賠償責任保険普通保険約款
＋ゴルフ特別約款
＋ゴルファー傷害補償特約
＋ゴルフ用品補償特約
＋ホールインワン・アルバトロス費用補償特約

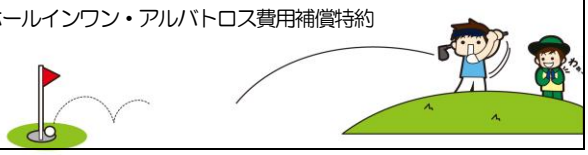

ご契約金額（支払限度額・保険金額）と保険料

★団体割引２５%を適用しておりますので個人でのご契約に比べ保険料が割安です。

＜自己負担額：０円＞

ご加入コース／補償内容	A-1	A-2	B	C	D	E
ゴルフ中の賠償責任	5,000万円	5,000万円	5,000万円	5,000万円	1億円	1億円
ゴルファー自身の傷害	130万円	230万円	320万円	345万円	390万円	440万円
ゴルフ用品の損害	15万円	18万円	21万円	25万円	30万円	31万円
ホールインワン・アルバトロス	10万円	15万円	20万円	25万円	40万円	50万円
保険料（１年間につき）	3,000円	4,000円	5,000円	6,000円	8,500円	10,000円

※上記保険料は、被保険者数500名～999名にて試算しております。ご契約開始の際、被保険者数が500名未満、または999名以上になった場合は、傷害保険金額等で調整させていただきます。
※上記以外の条件ではご加入いただけませんのでご了承ください。

保険期間およびご加入方法など

■保険期間：令和7年5月1日午後4時から令和8年5月1日午後4時まで１年間
■ご加入者（お申込人）の範囲：株式会社北洋銀行および関連会社に勤務されている方に限ります。（注１）
（注１）関連会社：北洋ビジネスサービス㈱・ノースパシフィック㈱・㈱札幌北洋リース・㈱札幌北洋カード・北洋証券㈱・㈱北海道共創パートナーズに限ります。
■被保険者として指定できる方の範囲：
株式会社北洋銀行および関連会社の従業員、従業員のご家族（配偶者、お子さま、兄弟姉妹、ご両親、同居のご親族）
■お申込方法
＜新規ご加入の場合＞
◇上記ご加入コースをお選び頂き、「団体保険加入申込書」加入者欄に所属コード・職員コード・氏名・合計保険料等をご記入・ご捺印の上、お申込み下さい。また、同居の親族でご加入を希望される方がいらっしゃいましたら、被保険者の氏名・性別・年齢・ご加入コース名をご記入下さい。
＜継続加入の場合＞
◇脱退、ご加入コースの変更、改姓、住所変更、所属店部コードなど加入内容を変更する場合は、加入申込書に変更点を記載のうえ、ご提出下さい。変更がない場合、加入申込書は提出不要です。
■ご提出先：団体保険加入申込書は、ほくよう保険サービス㈱宛にご提出下さい。
■お申込締切日：令和7年3月21日
■保険料お支払方法：令和6年7月の給与より一括引き去りします。
■取扱保険会社　幹事会社:日新火災海上保険㈱、損害保険ジャパン㈱、東京海上日動火災保険㈱

ご加入時のご注意

＊この契約は株式会社北洋銀行を契約者とする団体契約です。保険証券を請求する権利、保険契約を解約する権利等は団体が有します。
＊このパンフレットはゴルファー保険のごく簡単な説明を記載したものです。保険金の支払条件その他この保険の詳細につきましては、取扱代理店または日新火災にご照会ください。また、ご加入時およびご加入後に、特にご注意いただきたい事項を、「重要事項説明書」に記載しておりますのでご確認ください。
＊日新火災は、お預かりしたお客さまの個人情報を適切に取り扱うとともにその安全管理に努めております。重要事項説明書に記載の「お客さま情報の取扱いについて」をご確認ください。
＊「ご契約内容確認書」をお渡ししておりますので、ご確認のうえお申込みください。
＊複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、「共同保険に関する特約」に基づき幹事保険会社が他の保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

お問い合わせ先

◆取扱代理店　ほくよう保険サービス株式会社
住所：札幌市中央区大通西3丁目１１番地　北洋ビル5F
連絡先：011-204-7451　ＩＰ7595
担当：損害保険部カスタマーセンター

◆引受保険会社　日新火災海上保険株式会社
北海道事業部　札幌サービス支店
住所：札幌市中央区北3条西1-1-1札幌ブリックキューブ４Ｆ
連絡先：011-241-1315

Ⅰ．補償内容

１．ゴルフ賠償責任補償（基本補償）

■他のプレーヤー等に対する賠償責任を補償します。

次の①または②の行為中に他のプレーヤー、キャディなどの他人に誤ってケガをさせたり、他人の財物を損壊して法律上の損害賠償責任を負った場合に、保険金をお支払いします。

①日本国内外におけるゴルフの練習、競技または指導

②①に付随してゴルフ場・ゴルフ練習場敷地内（有料の施設）において行われる更衣、休憩、食事、入浴等

＜具体例＞

●ゴルフ場のティーグラウンドでまわりを確認しないで素振りをしたら、ゴルフクラブが同伴競技者に当たってケガをさせた。

●キャディの確認を待たずにボールを打ち、先行のパーティーのプレーヤーにボールが当たってケガをさせた。　など

■お支払いする保険金

①損害賠償金 ・・・・・・・・ 治療費、入院費等の身体に関する賠償金、修理費用等の財物に関する賠償金

②損害発生拡大防止費用 ・・ 事故が発生した場合に、損害の発生または拡大の防止のために支出した必要または有益な費用

③権利の保全行使手続費用 ・ 権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用

④応急手当等の緊急措置費用　応急手当、護送その他緊急措置をとるために必要であった費用

⑤争訟費用 ・・・・・・・・・ 訴訟、仲裁、和解または調停等に要した費用

⑥保険会社への協力費用 ・・ 保険会社の求めに応じ、協力したことに要した費用

■下記計算式にもとづき、保険金をお支払いします。

（①損害賠償金（注１） － 自己負担額）＋（事故解決のために支出した②から⑥までの費用）＝お支払いする保険金

▼ 支払限度額が限度となります。　▼ その全額をお支払いします。（注２）

（注１）損害賠償金の額は、適用される法律、被害者に生じた損害の額（財物損壊の場合、時価額が基準となります。）、過失割合等によって決定されます。

（注２）損害賠償金が支払限度額を超える場合は、⑤の争訟費用は支払限度額の損害賠償金に対する割合に応じて、保険金をお支払いします。

※日新火災の承認を得ず示談金や賠償金をお支払いになった場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

２．ゴルファー傷害補償（ゴルファー傷害補償特約）

■ゴルファー自身の傷害を補償します。

日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場の敷地内（有料の施設）でゴルフの練習、競技または指導（これらに付随するゴルフ場敷地内での更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に偶然な事故によってご自身がケガをした場合に、保険金をお支払いします。

＜具体例＞

●ゴルフ場でプレー中に飛んできたボールに当たってケガをした。

●ゴルフコースの坂道で転倒してケガをした。　など

■お支払いする保険金

①死亡保険金 ・・・・ 事故（ケガ）の日からその日を含めて１８０日以内に、そのケガがもとで亡くなられた場合⇒保険金額の全額

②後遺障害保険金 ・・ 事故（ケガ）の日からその日を含めて１８０日以内に、そのケガがもとで後遺障害が生じた場合
⇒後遺障害の程度に応じて保険金額の所定の割合（４％～１００％）の額

③入院保険金 ・・・・ 事故（ケガ）のため入院による医師の治療を受けた場合
⇒保険金額の1.5／1,000×入院日数（事故の日からその日を含めて180日以内の入院について180日を限度とします。）の額

④通院保険金 ・・・・ 事故（ケガ）のため通院（往診を含みます。）による医師の治療を受けた場合
⇒保険金額の1／1,000×通院日数（事故の日からその日を含めて180日以内の通院について90日を限度とします。）の額

※①②は保険期間を通じ、保険金額がお支払いの限度となります。

３．ゴルフ用品補償（ゴルフ用品補償特約）

■ゴルフ用品の損害を補償します。

日本国内外におけるゴルフ場やゴルフ練習場の敷地内（有料の施設）でゴルフクラブの偶然な事故による破損・曲損事故およびバッグ、靴その他ゴルフ用品の盗難が起きた場合に、修理費などの損害額を保険金額を限度として時価でお支払いします。

※時価とは同等なものを新たに購入するのに必要な額から、使用や経過年数などに応じた消耗分を控除した額をいいます。

※ゴルフボールの盗難につきましては、他のゴルフ用品と同時に生じた場合に限り、お支払いの対象となります。

＜具体例＞

●ボールを打つ際に、誤ってそばの木に当たりゴルフクラブが折れてしまった。

●クラブハウスでゴルフバッグが盗まれた。　など

■お支払いする保険金

お支払いする保険金は、次のとおりとなります。

修理不能の場合……同等の用品を購入するために必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額

修理可能の場合……修理費。ただし、同等の用品を購入するために必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額を限度とします。

※保険期間を通じ、保険金額がお支払いの限度となります。

4．ホールインワン・アルバトロス費用補償（ホールインワン・アルバトロス費用補償特約）

※プロゴルファー、アシスタントプロ、レッスンプロなどゴルフの競技、指導を職業とする方はご加入いただけません。

■ホールインワン･アルバトロスに伴う費用を補償します。

日本国内のゴルフ場において、被保険者が達成した次の（１）または（２）のホールインワンまたはアルバトロスについて、達成のお祝いとして実際にかかった費用を補償します。

（１）次の①および②両方が目撃したホールインワンまたはアルバトロス

①同伴競技者

②同伴競技者以外の第三者（注）

（注）同伴キャディ、ゴルフ場使用人、先行・後続のパーティーのプレーヤー、ゴルフ場に出入りする業者、ワン・オン・イベント業者等

（２）ビデオなどの記録媒体に記録された映像等により、その達成を客観的に確認できるホールインワンまたはアルバトロス

＜具体例＞

●記念にゴルフ場に植樹をした。

●友人を招いて祝賀会を開催した。

●達成記念に贈答用のゴルフボールを購入した。　　など

■対象となるホールインワンまたはアルバトロスの条件（次のすべてを満たすことが必要です。）

・アマチュアゴルファーが日本国内の有料ゴルフ場で、パー35以上の9ホールを正規にラウンドして達成したもの

・同伴競技者が１名以上いること。（公式競技の場合は同伴競技者は不要です。）

・ホールインワンまたはアルバトロスの達成および目撃証明を日新火災所定のホールインワン・アルバトロス証明書により証明できること。

■お支払いする保険金

慣習として被保険者が負担する次の費用について保険金を支払います。ただし、①～⑤の費用を合算して保険金額を限度とします。

①贈呈用記念品購入費用。ただし、貨幣、紙幣、有価証券、商品券等を除きます。またプリペイドカードは、ホールインワン･アルバトロスの達成を記念して特に作成したものに限り対象とします。

②祝賀会費用

③ゴルフ場に対する記念植樹費用

④同伴キャディに対する祝儀

⑤日新火災と提携する下記団体が実施している緑化事業に対する寄付など慣習として負担することが適当であると日新火災が認めた費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

〈名称〉公益社団法人　ゴルフ緑化促進会（GGG）

〈所在地〉〒107-0052　東京都港区赤坂２-２０-５　デニス赤坂ビル５階

保険金請求にあたってのご注意

●原則としてキャディを同伴していない「セルフプレー」中に達成したホールインワンまたはアルバトロスは保険金支払の対象にはなりません。セルフプレーでキャディを同伴していない場合は、同伴競技者と同伴競技者以外の第三者の方の両方の目撃証明があるとき、またはビデオ記録などの客観的に確認できる映像等があるときに限り保険金をお支払いします。

●保険金のご請求には下記書類の提出が必要です。

（１）日新火災所定のホールインワン・アルバトロス証明書（次の①～③すべての方の署名または記名・捺印が必要です。）

①同伴競技者、②同伴競技者以外のホールインワン・アルバトロスの達成を目撃した第三者、③ゴルフ場の責任者

ただし、次の場合は、署名または記名・捺印をいただく方の取扱いが異なります。

	署名または記名・捺印が必要な方
公式競技の場合	①または②のいずれかの方および③の方
ビデオなどの記録媒体に記録された映像等によりホールインワンまたはアルバトロスの達成を客観的に証明できる場合	①および③の方

（２）各種費用の支払を証明する明細書または領収書

（３）アテスト済みのスコアカード

●ホールインワン・アルバトロス費用補償を複数ご契約の場合（保険会社は問いません。）、お支払する保険金はホールインワン・アルバトロス費用補償の保険金額が最も高い保険契約の保険金額が限度となります。

Ⅱ．保険金をお支払いできない主な場合

1．ゴルフ賠償責任補償

＊自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）の所有、使用、管理に起因する損害賠償責任

＊被保険者が他人から借りたり預かったりしている財物を損壊したことにより、貸主に対して負担する損害賠償責任

など

2．ゴルファー傷害補償

＊被保険者の脳疾患、疾病または心神喪失

＊頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛等で医学的他覚所見のないもの　　など

3．ゴルフ用品補償

＊置き忘れまたは紛失　　＊ゴルフボールのみの盗難

＊自然の消耗または性質による変質　　＊ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損・曲損　　など

4．ホールインワン・アルバトロス費用補償

＊被保険者が勤務している（経営する）ゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス

＊日本国外で達成したホールインワンまたはアルバトロス　　など

Ⅲ．ご加入時の注意事項

ご加入いただく際に、お客さまには日新火災が照会する重要な事項（告知事項）について正しくお申出いただく義務（告知義務）があります。正しくお申出いただきませんと、保険金をお支払いできなかったり、契約を解除させていただく場合がございますのでご注意ください。なお、告知事項とは危険（事故発生の可能性）にかかる事項をいい、以下の項目が該当します。

＜主な告知事項＞

①被保険者の資格（アマチュア、プロ・職業指導者の別）

②この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約の有無（有の場合はその内容）

■補償の重複

ゴルフ賠償責任、ゴルフ用品補償、ホールインワン・アルバトロス費用補償のご加入にあたっては、補償内容が同様の保険契約（ゴルファー保険以外の保険契約にセットされる特約等や日新火災以外の保険契約を含みます。）が他にある場合は、補償が重複し、いずれかの一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。補償内容の差異や支払限度額または保険金額をご確認いただき、特約等の要否をご判断いただいたうえで、ご加入ください。

Ⅳ．ご加入後の注意事項

ご加入後に、お客さまには次の事項の変更が生じた場合についてご通知いただく義務（通知義務）がございます。遅滞なく変更のご通知をいただきませんと、保険金をお支払いできなかったり、契約を解除させていただく場合がございますのでご注意ください。また、被保険者カード記載の住所または通知先に変更がある場合に、ご通知いただけなかったときは、重要なお知らせやご案内ができないことがありますので、これらの変更につきましても必ず日新火災へご連絡ください。

＜主な通知事項＞

被保険者の資格（アマチュア、プロ・職業指導者の別）の変更

ご加入後、お客さまがプロ（ゴルフの競技または指導を職業としている方）となった場合は、ホールインワン・アルバトロス費用補償特約のお取扱いができません。この場合、本特約をご解約いただくこととなりますので、この変更がある場合は、必ず日新火災へご連絡ください。

Ⅴ.その他の注意事項

■事故の通知について

1.この保険で補償される事故が生じた場合は、次の事項を遅滞なく取扱代理店または日新火災へご連絡ください。

①事故の状況、被害者の住所、氏名　②事故発生日時、事故場所　③損害賠償の請求を受けた場合はその内容　等

●サービス24　フリーダイヤル　0120-25-7474　【受付時間：24時間・365日】

2.この保険には、保険会社が被害者と示談交渉を行う「示談交渉サービス」はございません。したがいまして、賠償をしなければならないと思われる事故が発生した場合、事故の処理につきご相談ください。日新火災からの助言に基づき、お客さまご自身が、被害者の方との示談交渉をすすめていただくことになります。またあらかじめ日新火災の承認を得ず被害者と示談金や賠償金の合意をされた場合には、その一部または全部について保険金をお支払いできないことがありますのでご注意ください。

■賠償責任保険の保険金のお支払いについて

賠償事故によって被保険者の負担する損害賠償責任が発生した場合、その事故にかかわる賠償保険金は、被保険者が賠償金を被害者にお支払い済みである場合等を除き、原則として被害者に直接お支払いします。なお、損害賠償請求権者（被害者またはその遺族）は、賠償保険金の支払を優先的に受ける権利（先取特権）を有し、これを行使することができます。

Ⅵ.用語の解説

後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。
ゴルフ	ケイマンゴルフ、ターゲット・バード・ゴルフまたはパターゴルフ等ゴルフ類似のスポーツを除きます。
ゴルフ場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、かつ、名目がいかなる場合でも、施設の利用について料金を徴するものをいいます。
ゴルフ場敷地内	ゴルフ場として区画された敷地内をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含みます。ただし、宿泊のために使用される部分を含みません。
ゴルフの競技	ゴルフ場においてゴルフをプレーすることをいいます。
ゴルフの指導	ゴルフの指導とは、他人が行うゴルフの練習または競技に対し、指示、助言または監督等を行うことを言います。
ゴルフの練習	ゴルフの技術の維持・向上を目標に、ゴルフクラブまたはゴルフの練習のために特に考案され市販されているスイング用の器具を使用してくり返しスイングを行うこと（場所は問いません。）をいい、これに付随してその場所で通常行われる準備または整理等の行為を含みます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類の用品一式をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
自己負担額	被保険者の自己負担となる額をいいます。
支払限度額	保険金をお支払いする事由が生じた場合に、日新火災がお支払いする保険金の限度額をいいます。
損壊	滅失、損傷または汚損することをいいます。
被保険者	保険契約により、補償を受けられる方をいいます。（ゴルファー傷害補償については、補償の対象となる方をいいます。）

＜２０２４年１月作成＞［RQ810-G　2022.3（改）］